

所 属	園田地域課
担 当	松尾 陽介
電 話	06-6491-2361

「若者いきがづくりサポートセンター・園田北」設立総会について (園田北小学校区まちづくり協議会主催)

園田北小学校区まちづくり協議会(以下「まち協」)では、現在様々な事業に取り組んでいます
が、各事業の中核を担っているのは主に元気な高齢者です。

人口減少社会の今、地域活動に若者がいなくなると、将来的に地域コミュニティは高齢化によ
って衰退することが懸念されます。

そこで、まち協ではこの課題を直視し、若者が地域に関心を寄せ、生きがいをもって地域活動
に参加できるよう、「若者いきがづくりサポートセンター・園田北」(以下「生きサポ」)を設立
し、若者と共に地域資源を活用した地域活性化に取り組み、若者の生きがいに繋げてい
きます。そして将来の地域コミュニティを支える人材を育成していきます。

この生きサポの設立総会が、10月24日(土)に開催されます。

ぜひ、当日の様子などご取材いただきますようお願い申し上げます。

1 開催日時・場所

- (1) 日時
令和2年10月24日(土) 午後2時~4時
- (2) 場所
法光寺(尼崎市猪名寺1丁目27番8号)

2 資料

当日資料は別添のとおり

以 上

地域コミュニティにおける若者元気づくり事業
「若者生きがいつくりサポートセンター・園田北」設立総会 次第

- ・日時: 令和2年10月24日(土)14:00~16:00
- ・場所: 法光寺

総会次第

1. 開会: 司会
2. 開会あいさつ: 園田北小学校区まちづくり協議会会長
3. 来賓紹介
4. 議長選出
5. 議事:
 - 第1号議案 設立趣意、事業計画について
 - 第2号議案 会則について
 - 第3号議案 役員を選任について決議
6. 来賓挨拶
7. 代表挨拶
8. 閉会

活動の紹介及び交流会

1. 今取り組んでいる活動の紹介
 - ・内田園田北小学校区まちづくり協議会会長より本事業の説明とともに、これまで取り組まれてきた活動内容を報告
 - ・登壇者からの活動報告
2. 意見交換
 - ・活動報告をもとに、今後の活動に若者が参画してくためにはどうすればよいのかという視点で会場の参加者を交えながらの意見交換
(論点)
 - ・地域の活かすべき資源とは
 - ・地域の良いところは、問題なところは
 - ・若者は今なにを思い考えているのか(困っていること、悩んでいること、残念に思っていることなど)
 - ・地域がまとまって連携できるためには
 - ・具体的に、地域で支えあう事業は、地域から売り出せる商品やサービスとは などなど
3. 閉会
 - ・まとめ

地域コミュニティにおける若者元気づくり事業
「若者いきがづくりサポートセンター・園田北」事業計画（案）

若者いきがづくりサポートセンター・園田北

1. 活動の目標

園田北小学校区まちづくり協議会は、設立して以来、助け合い、支え合い、自治のまちを掲げ、ちょっと困りごと支え合いの会、ふれあい食堂、100歳体操&ふれあいサロン等の地域コミュニティ活性化事業に取り組んできました。しかし、その事業を担ってきたのは元気な高齢者です。他方、次期コミュニティ活動を担う若者の事業、活動への参加は僅かであり、あと数年もすれば地域コミュニティは、高齢化によって衰退し、崩壊の危機に直面することが必定です。

そこで、この課題を直視し、真剣に若者と向き合うために、本「若者いきがづくりサポートセンター・園田北」を立上げ、若者とともに、地域資源を活用した地域活性化に取り組み、若者の生きがいつくり、若者の元気づくりにつなげていきます。そして、地域のコミュニティ・リーダーの世代交代への機運を高めていきます。

また、園田北小学校区まちづくり協議会とともに、母体となる猪名寺自治会、南清水自治会のこれまでの活動を伝え、体験してもらい、若者に地域コミュニティ活動の大切さと役割を理解していただき、若者の地域コミュニティ活動への関心を高め、将来の地域コミュニティを支える人材を育成していきます。

2. 事業計画

(1) 若者活動の振興や新たな活動の発足を支援

園田北小学校区まちづくり協議会のもとに「若者いきがづくりサポートセンター・園田北」は、地域の若者に話しかけ、話し合い、交流を進めながら、以下の事業に取り組みます。このことによって、地域の若者が、地域を誇りに思い、よりよい地域づくりに係わり、明日の地域を支えていただける人材となることに共に努力していきます。

① 若者交流事業

地域の若者に視点を置き、現在の若者がどのような状況にあるのかを知り合い、お互いに感化し、励まし、支援していく場や活動を企画し、実行していきます。

- ・若い世代との交流の接点を常に意識し、様々な企画を心掛ける
- ・地域の若い人の活動を拾い上げ、連携を呼びかける
- ・交流の場を持つ：活動の発表の場や成果発表会など

② 相互支援事業

地域で取り組まれている様々な活動を把握し、各活動とのコミュニケーションを行い、その活動の支援や、他の活動を紹介し連携することを図っていきます。

- ・各活動の状況を把握する
- ・活動を広く紹介する
- ・活動の連携や事業協力を斡旋する

③ 地域交流支援事業

地域の若者や活動団体などが、地域の人々や事業所・企業などとの交流を進めることが、多様な支えあいやコミュニティビジネスなどの萌芽となるように、交流の機会づくりを通して図っていきます。

- ・高齢者との交流（接点）を企画する
- ・子育て層との交流を企画する
- ・各自治会の活動を紹介する
- ・わが町紹介（人・歴史）を図る

④ 地域農業再生事業

園北ファームや子ども農園の活動とともに、猪名寺・南清水の都市農地を支援・活用し、農作物の地域での活用・流通や商品化などを進め、同時に残された貴重な都市農地の保全に寄与します。

- ・残された都市農地で農業を支援・推進していく
- ・農作業への参加の仕組みをつくる
- ・農から食の創造開発に取り組む
- ・作物の地域での提供：マルシェ（野菜・パン、イチジク、イチゴ、毎週土曜日）など
- ・特産品の開発を進める：田能の里芋などの収穫とブランド化
- ・名物料理の開発・振興：「いなでらおでん」「田能芋しんじょ」など

⑤ 観光推進事業

古代からの自然と歴史に富む猪名寺、南清水を、地域住民とともに地域外の人々にも紹介し、地域の良さを実際に来ていただいて味わって頂ける地域にしていくため、観光地としての整備とともに案内ツアーを実施し、誇り高い地域づくりに取り組んでいきます。

- ・ツアーを企画していく：集落（猪名寺、南清水）・古民家・田能遺跡・佐璞丘公園・猪名野神社元宮・猪名寺廃寺跡・法園寺・素戔鳴神社・南清水古墳・大塚山古墳・専正寺・東りなど
- ・案内看板の作成、設置を進める
- ・観光施設（観光スポット）の整備に取り組む
- ・土産物の開発を進める
- ・名物の創出：“いなでらおでん”“田能芋しんじょ”など

(2) 活動の体制を整える

この取り組みは、ある一人の活動や小さな活動から様々な活動が連携していくことが重要と考えます。このような連携・ネットワークの実行には、個々の活動の「元気」と

活動の「情報の共有」、そしてともに学びあえる「学習機会の共有」が大切と考えます。このことを以下の事項を実行して、仕組みとして確立します。

① 事業の推進組織としての活動を進める

「若者いきがづくりサポートセンター・園田北」は事業をとおして、地域の多様な活動の元気をつくっていきます。

② 情報の共有に努める

地域活動の「情報の共有」として、若い人々への働きかけとともに、地域 SNS や Facebook などのサイトを立ち上げます。また、自治会報や協議会ニュースにも適宜活動の紹介を依頼し情報の共有に努めていきます。

③ 学習機会の共有に努めます

地域活動の「学習機会の共有」としては、各集会・研修会の開催をとおして、学習の機会づくりを実行していきます。

3. 事業計画の達成目標

「若者いきがづくりサポートセンター・園田北」は、この取り組みによる、下記の成果を当面の目標として設定します。

① 人材育成の実行

若者と一緒に「若者生きがづくりサポートセンター・園田北」を設立し、会則、地域活性化プラン、事業計画等を作成し、その具体化を図る中で、自らの生きがいを見出し、地域コミュニティ活動への関心を高め、世代交代の機運を醸成していく。

② 地域の活動を伝える

現在の高齢のコミュニティ・リーダーと若者が協働して、「猪名寺自治会改革チャレンジ 10 年史」や「園田北まちづくり協議会事業（青年・子育て支援活動等）紹介冊子」を作成し、若者に地域コミュニティ活動の大切さや役割を伝え、関心を高める。

また、園田北小学校区まちづくり協議会の中心である猪名寺自治会は、創立 70 周年を迎え記念すべき年に当たるので、この 70 周年を契機に、猪名寺自治会の目標である「青年と子どもたちが元気に輝くまち猪名寺」の紹介冊子を若者と一緒に作成し発行する。この過程で、若者に地域コミュニティ活動の大切さを伝え、関心を高め、将来の地域コミュニティを支える人材を育成する。

③ 人材の地域参加の実績をつくる

次回の第 2 回総会までには 30 名の体制・活動を組み、そのうち数名が地域コミュニティ活動のリーダーとして活躍できる状況をつくり出す。また、自治会への加入を呼びかけ実質的に会員を増やす。

若者いきがづくりサポートセンター・園田北 会則（案）

- (名 称)
- 第1条 この会は「若者いきがづくりサポートセンター・園田北」と称する。事務所を代表宅に置く。
- (目 的)
- 第2条 園田北小学校区まちづくり協議会のもとで、若者による地域活性化と地域コミュニティ・ビジネス等の創出を行い、若者が地域で活躍し、若者の生きがいを支援するセンターとし活動し、そのことを通じて、次期コミュニティ・リーダーを育成することを目的とする。
- (事 業)
- 第3条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 地域コミュニティにおける若者元気づくり。
 - (2) 農業など地域型産業に関連する研究、提言、企画、実践及び検証。
 - (3) 会員相互及び諸団体との情報交換、伝達、収集、交流。
 - (4) 会員の研修並びに親睦に関すること。
 - (5) その他目的に関する必要なこと。
- (会 員)
- 第4条 この会は、当会の目的に賛同し、活動に参加する個人及び団体を以て組織し正会員とする。また、この会の目的に賛同し、支援する個人及び団体を賛助会員とする。
- (役 員)
- 第5条 この会の運営を円滑に行うため、会員の互選により、次の役員を置く。任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- (1) 世話人

代 表	1名
副代表	5名以内
幹 事	必要に応じ幹事を置く。
 - (2) 監査 園田北小学校区まちづくり協議会が監査を行う。
 - (3) 必要に応じ、顧問等を置くことができる。
- (会 議)
- 第6条 この会の会議は、総会及び運営会議とし、総会は、年1回以上開催し会の運営をはかる。運営会議は、代表が会員幹事の中から事業運営に応じ招集し、会の運営、執行に当たる。総会及び運営会議の決議は出席者の過半数以上でもって決定する。
- (会 計)
- 第7条 この会の運営費は、園田北小学校区まちづくり協議会の予算による。また別途賛助費、寄付金等を以てこれに充てることができる。会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとし、総会に決算報告するものとする。
- (会則及び入退会)
- 第8条 この会の規則の改廃、規則に定めない事項は総会で決定する。この会の入退会は自由であるが、各々届けを代表に提出する。
- (附 則)
- この会則は、2020年10月24日より実施する。